

# 山梨県公報

号外第二十号

平成二十七年

三月三十一日

火 曜 日

## 目 次

### 条 例

○山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例……………一

## 条例のあらまし

○ 山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例(条例第二十七号)(長寿社会課)

1 介護保険法の一部改正に伴い、次の条例について、当該法令の条項を引用する規定の整理を行うこととした。

- (一) 山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例
  - (二) 山梨県理容師法施行条例
  - (三) 山梨県美容師法施行条例
  - (四) 山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例
  - (五) 山梨県養護老人ホームに関する基準を定める条例
  - (六) 山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例
  - (七) 山梨県指定介護老人福祉施設に関する基準等を定める条例
  - (八) 山梨県介護老人保健施設に関する基準を定める条例
  - (九) 山梨県指定介護療養型医療施設に関する基準を定める条例
  - (十) 山梨県指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例
  - (十一) 山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例
  - (十二) 山梨県病院及び診療所に関する基準等を定める条例
- 2 この条例は、平成二十七年四月一日(一部の規定については、平成二十八年四月一日)から施行することとした。

## 条 例

山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例をここに公布

する。

平成二十七年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

### 山梨県条例第二十七号

山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例

(山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第一条 山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例(昭和五十一年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「第八条の第二十一項」を「第八条の第二十九項」に改める。

(山梨県理容師法施行条例及び山梨県美容師法施行条例の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「第八条第二十四項」を「第八条第二十五項」に改める。

一 山梨県理容師法施行条例(平成十二年山梨県条例第十三号) 第二条第二号

二 山梨県美容師法施行条例(平成十二年山梨県条例第十四号) 第二条第二号

(山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例(平成二十四年山梨県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第三号イ中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改める。

第十四条第三項中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に、「第八条第二十五項」を「第八条第二十六項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十四項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める。

第二十三条第一項第一号中「第八条の第二十八項」を「第八条の第二十六項」に、「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

(山梨県養護老人ホームに関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 山梨県養護老人ホームに関する基準を定める条例(平成二十四年山梨県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第一号中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に、「第八条の第二十八項」を「第八条の第二十六項」に改める。

(山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 次に掲げる条例の規定中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

一 山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例(平成二十四年山梨県条例第五十七号) 第十三条第一項及び第五項

二 山梨県指定介護老人福祉施設に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県

条例第六十号) 第三十一條第三項

三 山梨県介護老人保健施設に関する基準を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十一号) 第十二條第三項

四 山梨県指定介護療養型医療施設に関する基準を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十二号) 第十二條第三項

五 山梨県指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例(平成二十六年山梨県条例第七十八号) 第三條第三項

(山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例の一部改正)

第六條 山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二百二條第一項中「第八條の第二十一項」を「第八條の第二十九項」に改める。

第二百三十七條中「第八條の第十二項」を「第八條の第二十項」に改める。

第二百五十四條中「第八條の第十三項」を「第八條の第二十一項」に改める。

(山梨県病院及び診療所に関する基準等を定める条例の一部改正)

第七條 山梨県病院及び診療所に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第三号中「第八條第二十六項」を「第八條第二十八項」に改める。

(山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第八條 山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(平成二十七年山梨県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第三條のうち山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例第八十六條第一号の改正規定中「第八條の第十四項」を「第八條の第十六項」に改める。

### 附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第八條の規定 公布の日

二 第二條の規定、第三條の規定(山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例第二十三條第一項第一号の改正規定(「第八條の第十八項」を「第八條の第二十項」に改める部分に限る。を除く。)、第四條の規定(山梨県養護老人ホームに関する基準を定める条例第二十二條第一項第一号の改正規定(「第八條の第十八項」を「第八條の第十六項」に改める部分に限る。を除く。))並びに第五條及び第七條の規定 平成二十八年四月一日